

議第 2 1 号 呉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国家公務員の給与に関する人事院勧告（令和 7 年 8 月 7 日付け）等を踏まえ、手当の新設等をするものです。

2 主な改正の内容

(1) 第二種初任給調整手当の新設

新たに採用された職員であって、当該採用の日において、当該職員の給料月額及び地域手当の月額合計額を基に算出した額が、勤務する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額を下回る職員に対して、その差額を支給するため、第二種初任給調整手当を新設します。

また、勤務する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額については、今後人事院規則で定められる国家公務員の例を参考に定めるとともに、勤務 1 時間当たりの給与額を計算するための年間の勤務時間数についても、規則に委任します。

なお、この度の第二種初任給調整手当の新設に伴い、現行の初任給調整手当の名称を、第一種初任給調整手当に変更します。

(2) 通勤手当の支給方法の改正

通勤手当の支給について、通勤手当の支給対象である期間の最初の月に支給することが困難な場合には、その翌月に支給できるよう改正します。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日